

平成26年度第2回 野洲市景観審議会会議録

要約版

開催日時 平成26年12月25日（金） 午後2時から4時
場 所 野洲市役所本館3階第1委員会室

1. 開会

【事務局】 それではただ今より第2回野洲市景観審議会を開催させていただきます。
まず、本審議会の成立ですが、9名中7名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、野洲市景観条例施行規則第22条第3項の規定により、本日の景観審議会が成立しますことを報告いたします。

2. 挨拶

【会長】 大変お忙しい中、今日は第2回という事で、平素からご協力頂きありがとうございます。うちの学生に中国西安から来ている学生がいます、まず彼が来て驚いたのは、はじめて青空を見た。それで、西安は生まれたときから20年前から青空を見たことが無いという学生が日本に来て、滋賀県に来てこんなに空が青いのかって言ってびっくりしていた。青空というのは景観として非常に守るべきもので、形としてはでてこないけれども、色々な景色について空があるのは素晴らしいと。このところ雪が降ったり天候の不順で災害があったり、そういった危険な場所を発見したり普段生活する中で色々気づきがあり、我々委員は限られた力ですがけれども、非常に大切な立場にいるということは理解していただきご意見いただきたい。

今日は協議案件が1つ新野洲クリーンセンターの建築工事にかかる景観に関することについて話しあうこと。それからその他で野洲市が進めている景観の施策、活動について報告があります。

【市長】 皆さんこんにちは、年末忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

今日の議題は、クリーンセンターの景観についてのご意見を頂きたい。クリーンセンターは現在順調にすすんでおります。土地の選定そして地元の了解、土地の取得、そしてアセスメント等で現在、造成がほとんど終わりました、来年度から新しいクリーンセンターの建屋を建てますので、それにつきまして景観に関するご意見を聞かせていただきたい。野洲の場合、地域のご理解がありまして、ここまで順調で、それでも最終的には28年の秋の操業までの手をかけてから8年はかかっています。古い施設の隣に新しい施設が建っていくのですが、古い施設は今後解体して、熱を利用しないと国の交付金がもらえませんが、温浴施設かプール。将来的には

隣接地にそういった景観に影響となる案がでてくるという前提でまたご検討いただければと思います。

それから景観に絡むことだと、野洲駅前南口、これも構想検討、ほぼ大詰めに なってきてまして、これも重点地区ですので、また具体化していく中でこの場で 審議いただくことになると思います。それと、国道8号の用地買収が順番に進んで おり、あれも高架道路ですので、野洲市の景観にとっても大きな要因になると思っ ます。それと既にこの場でご審議いただいたように屋外広告物条例は8月1日で施 行しております。風致地区につきましても、今県の制度を使っておりますが独自制 度で行くということで、条例の整備が終わりました。議会の議決を頂きましたので、 4月からは、市が風致地区について管理をする、制度運用するため、併せて情報提 供させていただきます。

(市長、他公務により退席)

【事務局】 (資料の確認)

それでは、審議の進行は松岡会長、よろしくお願い致します。

3. 協議案件

【会長】 「新野洲クリーンセンターの建築工事にかかる景観について」協議を行いたいと思 います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料3、別冊を用いて説明)

【会長】 ただ今、事務局から説明を受けましたが、質問等がございましたら。

それではまず私のほうから、景観形成基準として、資料3の6ページに基準が書 いてあり、右の欄で計画の概要が書いてある。すでに設計に入られているのですか。

【事務局】 現在、実施設計中です。

【会長】 煙突の高さとかも形としては決まった上で、その後の景観との調和と。例えば四 季折々のシミュレーションを付けて頂いているが、これ結構大きなものなので目立 ちますよね。6ページの敷地の緑化措置で、周りの残地森林は自然林ですけれども、 新たに、工事の後エッジラインを緩衝させるため、建築物の周囲に植栽をしますと。 ここはどういう樹種を考えられているのかなと。

【事務局】 建物の整備後に周囲に植林をということで、樹種についてはまだ決定しておりま せん。中木それから低木で、そして、残地森林はこの地域で植林をされていたヒノ キを残すという形で6000ha以上残ります。

平面図で、黄色の部分に工場を二棟整備させていただくと、それで周囲に駐車場 がありまして、場内に周回場が出来る。その周辺の法面、それから山林との間に植 樹をさせていただく。濃い部分が残地森林の部分、そして黄緑色の部分は法面の部

分で、特に熱回収施設の横の三角形の大きな黄緑色の部分の法面があり、ここは種子を植えることで緑化で、一年通して緑になると。

あと水色の部分は洪水調整池ですが、その上に多目的広場があります。ここには芝を張ることで計画しています。

【会長】 やっぱり自然の中に土地を作って建てるものですから、なるべく自然に還してやるようにしたほうがいい。そこだけ変に樹種を揃えたりしないほうがかえって自然に馴染む、例えばそこだけ常緑樹を植えて冬になって周りで葉が落ちているのにその部分だけ緑だったりするとそれもまたおかしい。デザインするのじゃなくて、自然に見せるやり方があるので、そういう方法で施設の周りを囲んでもらいたい。

それから法面は種子を植えるとの事ですが？

【事務局】 芝生の種子を植えます、高さ 30cm くらいの草です。木ではないです。

【A 委員】 7 ページのチェックで色彩の持つあたたかさがありますが、これは野洲市の景観形成基準のどこに書いているんですか？

【事務局】 ガイドラインの中には書いていないですけれども、一般的に赤黄橙というのは暖色系といわれており、逆に青緑などは寒色といわれています。

【A 委員】 素材というところがあって、やわらかいイメージを感じさせる素材とありますが、この素材というのはなんですか？色彩に暖色系の色をつかって素材にあたたかみを持たせているって事ですか？

【事務局】 はい、そうです。

【会長】 皆さんすでに比較をして検討していただいていると思うのですが、おっしゃるようにベージュ系がいいと思うんですが。

【B 委員】 ベージュが一番いいというのはその通りだと思うけれど、モンタージュの出来にもよると思うが、光の感じが自然となじんでいないので、この状態だと非常に見難い。他の野洲市内の建物を見ながら想像しますと、やはり茶系が一番いいのではないかな。もう少し濃い色のほうがいいのかなと思います。色というのは大変微妙なもので、そこはよく注意をしていただきたい。モンタージュも小さなものと、実際の大きな建物とでは感じはかなり違うと思うので、そこが気になります。

【会長】 方向性としてはベージュでいいけれども、これだと白っぽいベージュなので、色のサンプルを見ても、光が当たったり陰になったりするのでぜんぜん分からない。一番いいのは現場に置いて見ること。もし景観審議会の中で、時間があるときにそこに行って実際に見て決めるとか。方向としてはこれでいいと思うので。景観にとって重要だと思うのでそういうチャンスを作ってもらえればと思う。

【C 委員】 体育館もよく利用しております。この景観の状況は道路から見たクリーンセンターだと思うが、実際のところ国道 8 号通ったって見えないと思います。既存の建物でも煙突をみようと思うと朝鮮人街道までいかないと見えません。だから 8 号から

の眺望というのはだめです、全く見えない。

【事務局】 国道8号からの眺望は指摘の通り村田製作所で隠れている状況です。このフォトモンタージュの位置は国道8号からクリーンセンターへの進入道路から見た眺望で、近距離でして、また遠景で見ればクリーンセンターが山の中腹に見える。近距離であればフォトのようになるが、光の加減で離れば離れるほど見え方はくすんだ光景となることが多いです。

【会長】 移設した後今あるセンターはどうするのか。利用するのか。

【事務局】 現センターは新センター供用開始後解体します。その後は余熱利用施設。こちらでゴミを燃やしたときに発生する熱を利用する施設を作ります。具体的には温水プールと温浴施設をするという方向で来年度から基本計画を検討しています。

【会長】 35年建ったので新しいのを作ると、これからまた35年たった後どうなるかって考えたときに、先の見通しはどうなっているのかな。

【事務局】 耐用年数は廃棄物処理施設の寿命は25年となっており、機械が稼働しているので建築物ではなく施設としての寿命は25年と。地元との協定により稼働開始から25年間という約束があり、現段階では平成53年度末で、この大篠原地域からは廃棄物処理施設はなくなるという合意ができており、できるとしたら他の地域にと約束しています。

【会長】 見学者のコースは設定されているんですか。

【事務局】 熱回収施設とリサイクルセンターの間を渡り廊下で結んでいます。基本的にはリサイクルセンターに事務所を設けて、研修室で研修を受けていただいて、渡り廊下を通じて熱回収施設のほうを見ていただくと。

【会長】 山があることを活かして、もっと外の風景を見せてあげればいい。イメージもあると思うんでゴミを燃やすクリーンセンターなので、働いている人もいるし、見学に来る人もいるのであれば、明るくして、なんか分からない工場みたいなものより、人の空気がわかるように考慮していただきたい。

色もマンセルとか言葉でベージュと言ったのでは範囲が広すぎる。ナチュラルカラー、自然色という言い方にすれば、自然に合わせようと努力をしていることが伝わる。山、土、川とかイメージがでてくる。

はい、皆さんよろしいでしょうか。それではクリーンセンター建築工事にかかる景観について、今日の意見を検討材料として環境への調和に配慮してこれからも進めて行っていただきたい。

4. その他

(1) 滋賀県景観行政団体連絡協議会について

【事務局】 (資料4を用い説明)

【会長】 大津市と草津市が景観共同宣言というのがあって、隣同士が連携して、という動きが今出てきている。琵琶湖に面しているところは全て繋がって、同じような市で、みんなで守ろうというものを作って宣言するっていうのがゆくゆく滋賀県に代わる各自治体が連携するというのがいいかなと思う。

【B委員】 琵琶湖に面していても面してなくても、遠景になると全部ですよ。そう考えると抜けがあるのは寂しいですね。

【会長】 景観には境界が無いですからね。

(2) 野洲市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について

【事務局】 (資料5を用いて説明)

【会長】 この風致地区っていうのは県のほうで既にあったものを引き継ぐと、ですから文言が既にあるわけですか？

【事務局】 そうです、基本的に数値基準を急に変わってしまいますと継続性に問題がありましたので、基本は滋賀県となっているところが野洲市に変わります。

条例の中の適用除外が1号から33号まで列記されていたので、条例本文をシンプルにさせていただいて、それに対応した形で規則と整理させて頂いた。県内の各市でも27年4月1日までに各市で条例を持っていないと風致地区の建築規制がなくなるので、25年4月1日より26年4月1日で施行されています。内容は滋賀県条例の踏襲という形になっております。

【会長】 それでは全体通して何かありますか？

これをもちまして第2回野洲市景観審議会を終了させていただきます。

5. 閉会

【部長】 新野洲クリーンセンターの建築工事にかかる景観につきましては、本日頂きました貴重なご意見、緑地については自然に馴染むような植栽を、また建築物の色彩にはナチュラルカラーという位置づけのご意見を頂きました。現在、実施設計を行っていますので、反映していきたいと思っております。そしてまた余熱利用施設も計画が定まってから審議会で協議していただくということでご理解をしていただきたい。併せて風致地区内の協議につきましても適切に処理してまいります。

今後も景観にかかる市の取り組みや景観まちづくりに関する情報提供や新たな検討の際には審議会にご協力を賜り審議していただこうと考えておりますのでよろしくお祈りを申し上げます。

本日は誠に有難うございました。

—— 終了 ——